

議案第30号

大田原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月26日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

大田原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し及び同条中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第2地区整備計画区域の名称の部地区の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、本町1丁目地区地区整備計画区域の部全地区の項中「別表第2（ぬ）項」を「別表第2（る）項」に改め、中田原工業団地地区整備計画区域の部A地区の項中「市道1－1号線」を「市道内環状北大通り線」に改め、同部B地区の項及びC地区の項中「別表第2（ち）項第3号」を「別表第2（り）項第2号」に改め、同部C地区の項中「別表第2（り）項」を「別表第2（ぬ）項」に、「市道1－1号線」を「市道内環状北大通り線」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。